

自動車登録申請にかかる各種証明書の有効期間の取扱いについて

緊急事態宣言が発出されたことにより、自動車登録申請等を予定通り実施できないまま、添付書類の有効期間が満了してしまうおそれがあることから、添付書類の再発行に伴う申請人の方や発行官署の負担を軽減するため、添付書類の有効期間を延長する取扱いを実施いたします。

印鑑証明書

令和3年4月12日から令和3年10月11日までに発行された証明書については、令和4年1月12日(水)の申請まで有効。

使用者の住所を証する書面等 及び
使用の本拠の位置を証する書面

令和3年4月12日から令和3年10月11日までに発行された証明書については、令和4年1月12日(水)の申請まで有効。

自動車保管場所証明書(車庫証明書)

令和3年6月2日から令和3年12月2日までに発行された証明書については、令和4年1月12日(水)の申請まで有効。

山形運輸支局